第百二十四条の見出しを「（社外役員等に関する特則）」に改め、同条第一号中「第五号」を「第四号」に、「業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人」を「業務執行者」に、「第百二十一条第七号」を「第百二十一条第八号」に改め、同条第二号中「第百二十一条第七号」を「第百二十一条第八号」に改め、同条第三号中「当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）

ロ　当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）

第百二十四条第四号イ(2)中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号中イ(2)をイ(3)とし、イ(1)の次に次のように加える。

(2)　監査等委員会設置会社の監査等委員　監査等委員会

第百二十四条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第七号中「前号イ」を「同号イ」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「当該株式会社の親会社又は当該親会社（当該株式会社に親会社がない場合にあっては、当該株式会社）の子会社（当該親会社が会社でない場合におけるその子会社に相当するものを含む。）」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該株式会社に親会社等がある場合　当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該株式会社を除く。）

ロ　当該株式会社に親会社等がない場合　当該株式会社の子会社

第百二十四条中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条に次の二項を加える。

2　事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社に限る。）であって金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、株式会社の会社役員に関する事項として、第百二十一条に規定する事項のほか、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容に含めなければならない。

3　前項の理由は、当該監査役会設置会社の当該事業年度における事情に応じて記載し、又は記録しなければならない。この場合において、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

第百二十六条第二号中「報酬等の額」の下に「及び当該報酬等について監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が法第三百九十九条第一項の同意をした理由」を加える。

第百二十八条第二項中「第百二十一条第七号」を「第百二十一条第八号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　当該株式会社とその親会社等との間の取引（当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であって、当該株式会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第百十二条第一項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略するものに限る。）があるときは、当該取引に係る第百十八条第五号イからハまでに掲げる事項を事業報告の附属明細書の内容としなければならない。

第百二十九条第一項第三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項第六号中「第百十八条第三号」の下に「若しくは第五号」を、「とき」の下に「又は前条第三項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているとき」を加え、同条第二項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第百三十条の次に次の一条を加える。

（監査等委員会の監査報告の内容等）

第百三十条の二　監査等委員会は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。この場合において、監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

一　監査等委員会の監査の方法及びその内容

二　第百二十九条第一項第二号から第六号までに掲げる事項

三　監査報告を作成した日

2　前項に規定する監査報告の内容（同項後段の規定による付記の内容を除く。）は、監査等委員会の決議をもって定めなければならない。

第百三十一条第二項中「前項後段」を「同項後段」に改める。

第百三十二条第二項及び第三項中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同条第五項第三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　監査等委員会設置会社　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　監査等委員会が第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査等委員を定めた場合　当該通知をすべき監査等委員として定められた監査等委員

ロ　イに掲げる場合以外の場合　監査等委員のうちいずれかの者

第百三十三条第一項第一号及び第二号中「及び委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に改め、同号ロ中「、委員会等設置会社」を「、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社」に改め、同条第三項中「ものに限る」の下に「。第七項において同じ」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　第百二十条第一項第四号、第五号、第七号及び第八号並びに第百二十一条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項並びに第百二十四条第二項の規定により事業報告に表示すべき事項

第百三十三条第三項第二号及び同条第五項中「監査役」の下に「、監査等委員会」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第三項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第百三十四条第一項中「第四百六十七条第一項第二号」の下に「及び第二号の二イ」を加え、「同号」を「同項第二号又は第二号の二」に改め、同項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　新株予約権の帳簿価額

第百三十四条第二項中「第四百六十七条第一項第二号」の下に「又は第二号の二」を加え、「同号」を「同項第二号及び第二号の二イ」に改める。

第百四十条第四項中第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

第百四十条第四項第二号の次に次の一号を加える。

三　監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第百四十二条第三項中第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項